

### 南側地区

この地区は、明治神宮と新宿御苑との間に位置しているものの、線路や高架道路などが横切り、緑のネットワークが分断されていることが課題として挙げられた。

熱環境改善の方向性としては、明治神宮と新宿御苑の両方からの冷却効果を受けることができるように計画することが望まれる。大規模緑地を結ぶ緑のネットワークとして、長期的には明治神宮北参道と新宿御苑千駄ヶ谷門をつなげる歩行者空間と緑陰空間整備を核とした熱環境改善が候補に挙がる。また、現状の街区形状を残したまま、空地・公共用地（道路を含む）や幹線道路を中心に緑陰率を増加させたり、高速道路や線路などの保水化及び散水システムの導入なども有効である。

さらにはこのような地区レベルでの動きと合わせ、個別の建築物の緑化（屋上緑化、壁面緑化）等が実施されることが重要である。



図3 - 15 新宿御苑南側地区における土地利用状況

\*公共施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「公共用地」のうち、官公庁施設と、寺社・教会を除く教育文化施設を対象とする。

\*商業施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「商業用地」のうち、事務所建築物・専用商業施設・住商併用建物・宿泊遊興施設・スポーツ・興行施設を対象とする。

## 東側地区

この地区には戸建の建物敷地や隙間空間が多く存在し、比較的、緑が多く残っている。そのため図3-16の図に示された青色矢印のように、冷涼な範囲が広がっているが、この現存する緑や隙間空間を保全していくことが重要である。

また、冷涼な風の到達範囲を拡張するため、道路の保水化や緑陰化なども重要な手法である。

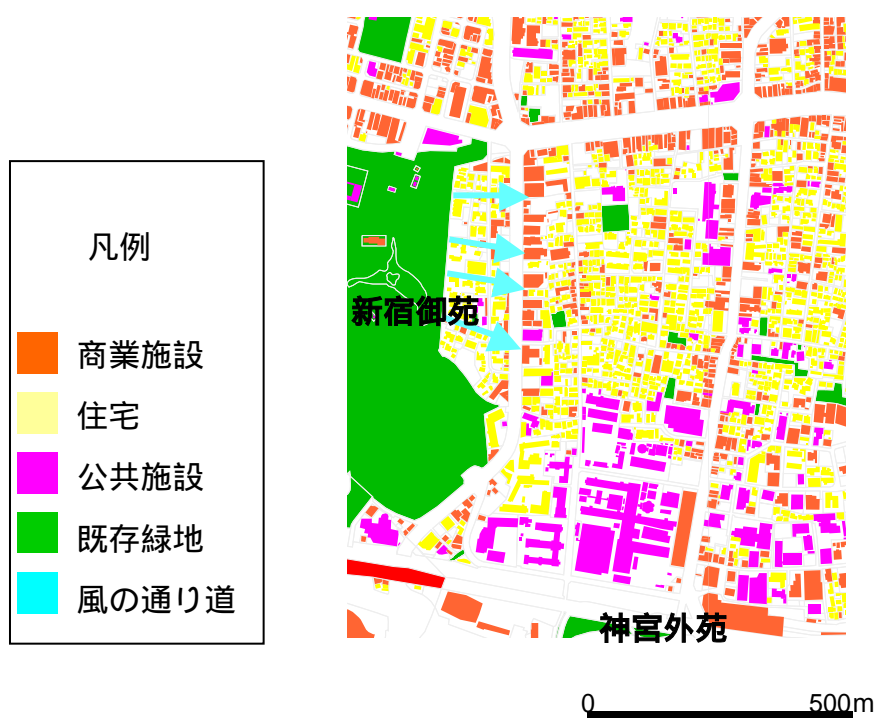


図3 - 16 新宿御苑東側地区における土地利用状況

\*公共施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「公共用地」のうち、官公庁施設と、寺社・教会を除く教育文化施設を対象とする。

\*商業施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「商業用地」のうち、事務所建築物・専用商業施設・住商併用建物・宿泊遊興施設・スポーツ・興行施設を対象とする。

### 新宿駅周辺地区

新宿御苑の表玄関としての空間整備や新宿駅から新宿御苑につながる歩行者空間を形成することが求められる。その際、緑と水といった新宿御苑の象徴的な素材を基盤とした空間を整備することが重要であると考えられるが、例えば、図 3-17 の青線で表されている蓋掛け河川(玉川上水)の復活による親水空間の再生と併せた空間整備を行うことが望ましい

また、自然の冷熱を有効なものとするためには、地域冷暖房システムの導入など、当該地区の膨大な人工排熱を面的に削減する工夫が求められる

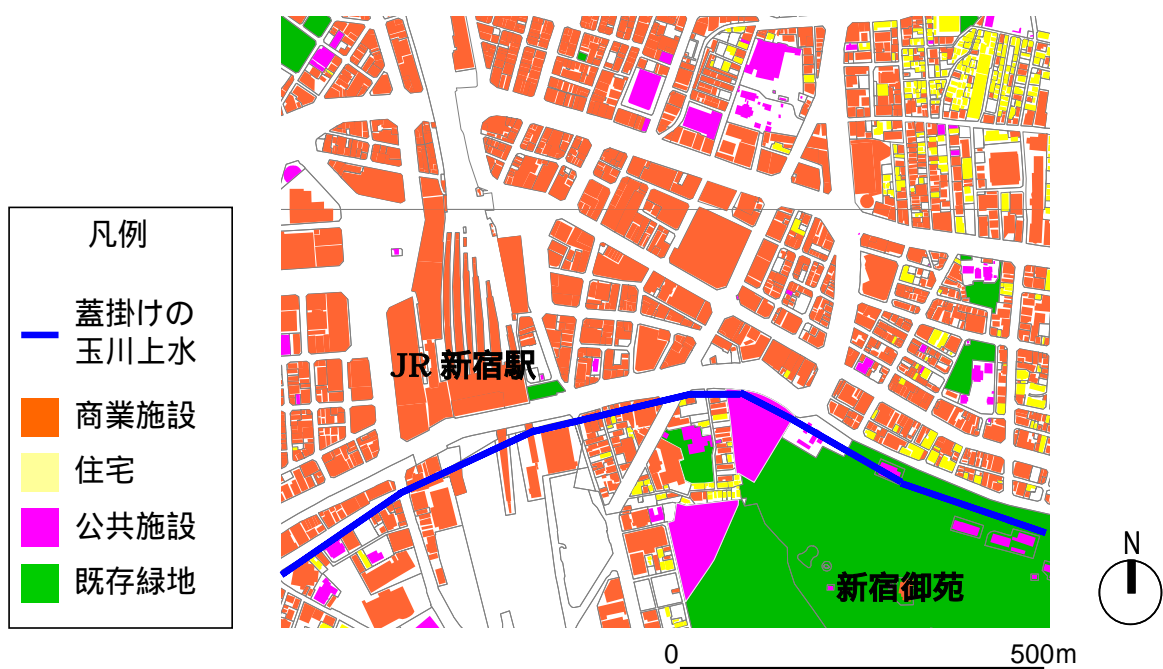


図 3 - 17 新宿駅周辺地区における土地利用状況

\*公共施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「公共用地」のうち、官公庁施設と、寺社・教会を除く教育文化施設を対象とする。

\*商業施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「商業用地」のうち、事務所建築物・専用商業施設・住商併用建物・宿泊遊興施設・スポーツ・興行施設を対象とする。

### 北側地区

この地区は、夏季の南風により新宿御苑からの冷熱が最も多く運ばれる場所であると考えられる。しかし、中層建物などが林立していることなどによりその冷熱ポテンシャルを活かしきれていないことが課題として挙げられた。

そのため、まずは冷涼な風をより遠くまで運べるような風の通り道を創出することが重要である。現在、北側地区には図 3-18 から分かるように緑地がいくつか存在し、青色矢印のように風の通り道を通すことで、効率的に冷気を運ぶことが出来ると考えられる。さらに冷熱の搬送経路としての機能を強化するため、道の幅員を広、道路表面が暖まらないよう緑陰化や散水システムなどを導入することが望まれる。

また、風の通り道の創出に加え、実際にそこで生活する人々がその冷熱を享受するためには、冷熱を街区の内部まで導入できるように配慮して街区を計画することや、建物内にもその冷熱を取り込めるような工夫が求められる。



図 3 - 18 新宿御苑北側地区における土地利用状況

\*公共施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「公共用地」のうち、官公庁施設と、寺社・教会を除く教育文化施設を対象とする。

\*商業施設は東京都都市計画地理情報システムの分類「商業用地」のうち、事務所建築物・専用商業施設・住商併用建物・宿泊遊興施設・スポーツ・興行施設を対象とする。